

松本市告示第317号

松本市エコトピア山田再整備に関する有識者会議設置要綱を次のように定める。

令和4年6月16日

松本市長 臥雲 義尚

松本市エコトピア山田再整備に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市エコトピア山田再整備事業において、一般廃棄物最終処分場を整備するに当たり、生活環境の保全に関する事項を検討するため、松本市エコトピア山田再整備に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市エコトピア山田再整備事業に伴う生活環境影響調査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門委員)

第7条 会議は、必要に応じて第2条各号に規定する事項に関して意見を聴くため、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、環境エネルギー部環境業務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月16日から施行する。